

特定医療費（指定難病）助成制度について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、難病法に基づく特定医療費の自己負担上限額の決定に当たり、**「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。**

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、**より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。**

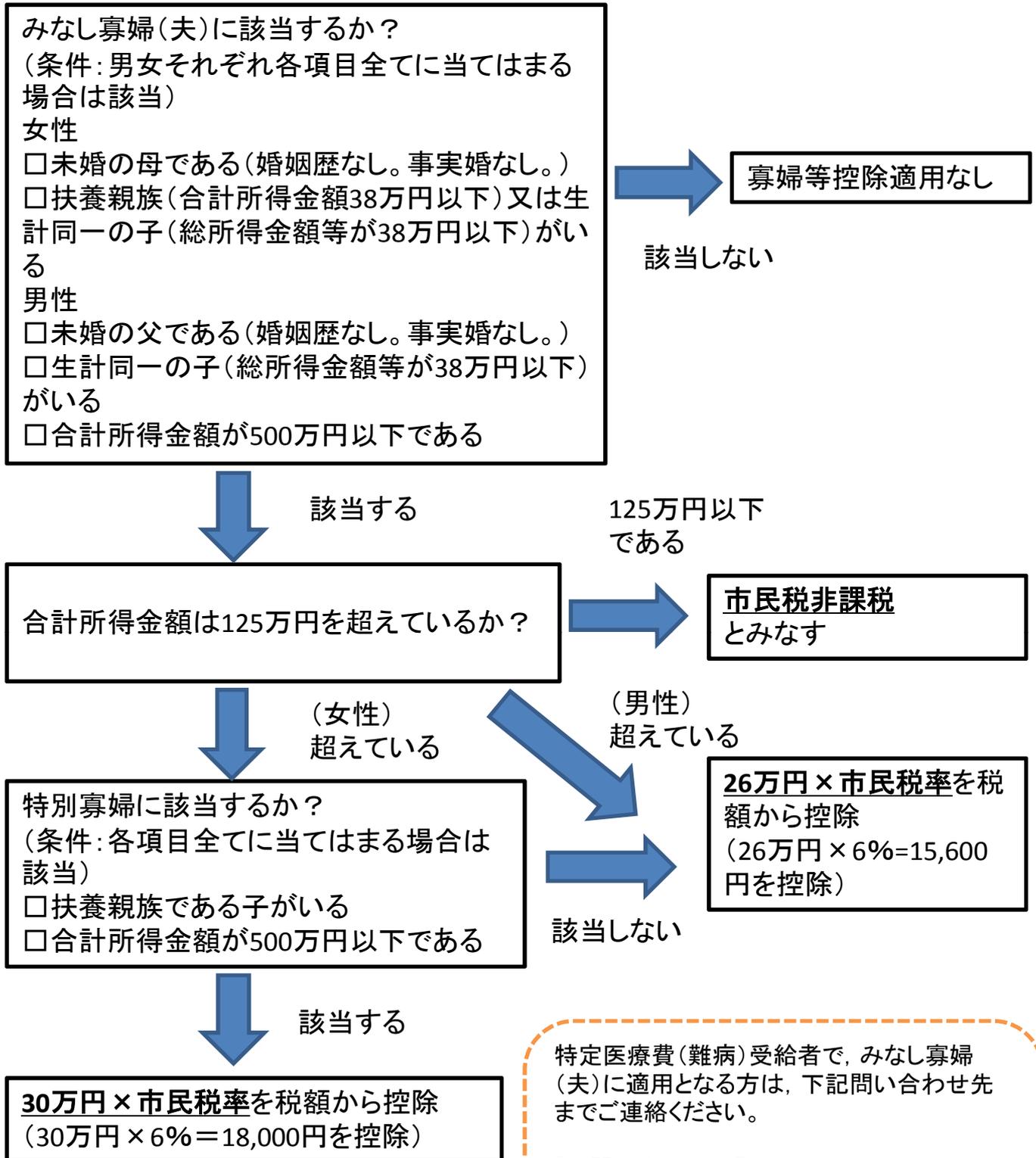
- ※あくまでみなし適用のため、**市民税自体が減額されるものではありません。**
- ※**適用には申請が必要**となりますので、新潟市保健所までお問い合わせください。
- ※要件に該当するかを確認するため、**戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額**の算定に必要な書類として**提出していただく場合があります。**
- ※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市民税非課税世帯の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ※その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

<参考：自己負担上限額一覧表> **太枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（難病） 単位：円 （患者負担割合：2割、外来+入院）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税 7.1万円未満		10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市民税 25.1万円以上		30,000	20,000	

【参考】

市民税へのみなし寡婦(夫)適用フローチャート



特定医療費(難病)受給者で、みなし寡婦(夫)に適用となる方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒950-0914

新潟市中央区紫竹山3-3-11

新潟市保健所保健管理課 企画管理係

電話:025-212-8183